

埼玉県水土里情報協議会幹事会会則

(目 的)

第1条 本幹事会は、埼玉県水土里情報協議会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構 成)

第2条 幹事会は、関係機関をもって構成する。

2 幹事は、協議会規約第4条の組織が任命する。

3 幹事会の、幹事長に埼玉県土地改良事業団体連合会総務部長、副幹事長に埼玉県農業会議事務局次長があたる。

(任 期)

第3条 幹事の任期は3年とする。

2 幹事は任期満了後においても後任者の就任するまでは、その職務を行わなければならない。なお、補欠により選任された者の任期は前任者の残任期間とする。

(幹事長の職務等)

第4条 幹事長は、幹事会を代表し、総会に出席し、意見を述べることができる。

2 幹事長は、必要に応じ幹事会を招集し、議事を司る。

3 副幹事長は、幹事長に事故があるときはその職務を代理し、幹事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務局)

第5条 幹事会の事務局は、埼玉県土地改良事業団体連合会内に置く。

(補 則)

第6条 この会則に定めがない事項については、必要に応じ幹事会で協議するものとする。

付 則 会則は、平成18年 6月15日から施行する。

付 則 会則は、平成24年 6月1日から施行する。

別表

埼玉県水土里情報協議会幹事名簿

関 係 機 関 名		備 考
所 属	役 職 名	
埼玉県	農村整備課長	
熊谷市	農地整備課長	
埼玉県農業会議	事務局次長	副幹事長
埼玉県農業協同組合中央会	地域振興部長	
埼玉県農業共済組合連合会	事業第一部長	
大里用水土地改良区	所 長	
埼玉県土地改良事業団体連合会	総務部長	幹事長